

# 橋本市小学校統廃合問題

## 決めるのは市民、 市は市民の意思を尊重する姿勢で

フォーラム “わたしの小学校がなくなるって”  
実行委員会事務局長

中村尚史



中村尚史さん

2年前橋本市は、小学校4校の統廃合計画案を市議会に説明しました。学校がなくなると「橋本まち研」の呼びかけで「フォーラム」わたしの小学校がなくなるって”実行委員会”が作られ統廃合計画を市民に知らせ、市民の意思が尊重されるよう学習会や請願に取り組んできました。昨年12月市議会で1校の廃止条例と共に「住民の意見を尊重し、拙速な再編統合を行わない」請願が採択されました。この間の取り組みについて寄稿いただきました。

### 突然出てきた学校名「適正規模・適正配置検討委員会」は何のため

今回の小学校統廃合計画において、教育委員会会議で統廃合対象の学校名が初めて出てきたのは2024年1月29日の臨時会議（非公開）でした。その後、市教委は3月の市議会文教厚生建設常任委員会（以下、文教等委員会）への報告で、14校ある小学校のうち8校を2027年度、2029年度のうちに4校に統廃合する計画をそれぞれの統廃合年度も含めて初めて明らか

にしたのです。多くの市民にとってはまさに「寝耳に水」の状況でした。

廃校となる4校は、前身の小学校を含めればいずれも100年以上の歴史を持ち「地域の文化・交流の拠点」（第二期基本方針）となってきた学校です。計画通りに統廃合されれば、紀の川以南の地域から市立の小学校がなくなる

ことになり、子どもたちは紀の川を越えて通学することになってしまいます。また、1500筆以上の反対署名が集まった境原小学校は、市の推計でも児童数が増えることになっており、災害の危険があるのならば、対策を施したり、校区内で校舎の移転をすべきではとの意見が保護者や住民からも出てきています。

市民への説明もしないままに統廃合計画を含む基本方針案を教育委員会が非公開の会議で決め、市議会や広報で報告することで、既定の方針で

あるかのような発表をしたことは大きな問題だったと考えます。

### 「答申」の二つの問題点

①「各学年2学級が望ましい」とする教育的な根拠は示されていない

統廃合計画の策定に先立ち「検討委員会」が2023年5月に再開され、2024年11月に「答申」をおこなっています。この「検討委員会」は計9回開催され、「子供たちの成長・発達にとって望ましい教育環境の構築」に向けて、2014年に策定した「基本方針」の見直しを行うことを目的に設置されたものです。

この「答申」では、「多様な考えに触れながら思考力、表現力、問題解決力などを育み、社会性などを身に付けさせるために、学級間での交流や学級内でのグループ学習などの活動が重要である」として適正規模については「各学年2学級が望ましい」とされました。

しかし、こうしたとりくみのためには各学年2学級なればならないとの教育的な根拠も示されていません。また、統廃合を行ったとしても

### 目次

橋本市小学校統廃合問題 決めるのは市民、市は市民の意思を尊重する姿勢で フォーラム“わたしの小学校がなくなるって”実行委員会事務局長 中村 尚史	1
第2回市民トークの会 地域包括ケアシステムと高齢者の住まい 和歌山大学名誉教授/和歌山リハビリ専門職大学教授 大泉 英次	4
伝統薬草に光を当てる 大和当帰復活への意気込み静かに語る 高野町地域おこし協力隊 森島 大介さん	7

# わかやま住民と自治

発行/和歌山県地域・自治体問題研究所  
和歌山市太田2丁目14-9 太田ビル203号  
TEL・FAX 073-488-3127  
jichiken@crux.ocn.ne.jp 2026年3月号

＜資料＞橋本市小学校統廃合問題の経過

2023年5月	橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会（以下、「検討委員会」）の再開 市教委、橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針（以下、「第二期基本方針」）の見直しを「検討委員会」に諮問
11月	「検討委員会」が市教委に「答申」
2024年1月	市教委臨時会議（非公開）で「第二期基本方針」案審議
3月	市議会文教等委員会でも市教委が「第二期基本方針」案の概略を報告。初めて学校名（恋野小・隅田小、清水小・学文路小、境原小・城山小、柱本小・三石台小の8校）と統合年度を明らかにした文書が市教委以外の場に出てくる
4月	市広報（5月号）で「第二期基本方針」案の概略を掲載するが、学校名や統合年度は掲載せず
5月	学校名や統合年度を掲載した日本共産党橋本市委員会発行の民報号外が配布される
～8月初旬	市教委が、保護者、地域、未就学児保護者等への第1回目の説明会・意見交換会を行う 統廃合への疑問や意見が噴出。子どもが反対意見を述べた説明会も
9月	市教委定例会議で「第二期基本方針」案を一部改定。対象校は9校に広がる
10月	「実行委員会」主催の講演会（講師・山本由美和光大学教授）開催
11月	境原小学校の地域住民の合意を得ない学校再編に反対する署名 1,578筆提出される 恋野地区区長会一同による恋野小学校の存続を求める嘆願書提出される
12月	新しい学校づくり推進計画策定支援業務委託 委託先・（株）名豊 委託費・754万円
2025年2月	「実行委員会」主催の学習・交流会「話し合おう学校統廃合のこと」開催 「第二期基本方針」改定案の説明会・意見交換会を市教委が開催
4月	市教委、「第二期基本方針」を決定。学校再編推進室を市教委内に設置 市が（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画作成委員会立ち上げ。「新しい学校づくり推進計画（素案）」の作成（～7月）
6月	市が（仮称）橋本市新しい学校づくり推進計画庁内検討委員会（委員長・副市長）立ち上げ。（～11月）
8月下旬	新しい学校づくりに係る市民参加型ワークショップ（5中学校区毎に開催）。統廃合については議論の対象としない想定で開催
10月	新しい学校づくり推進計画（案）に対するパブリックコメント 58件の意見 賛成は4件のみ、反対は30件以上
11月	市が橋本市新しい学校づくり推進計画を策定
12月	12月定例会議で恋野小学校を廃校とする学校設置条例改定案と学校再編準備委員会条例案が提出・可決される。同議会で、「実行委員会」提出の「保護者・住民等の多数の意見を尊重し、拙速な統廃合でなく慎重な検討を求める請願」が全会一致で可決される

各学年2学級にはならない学校があること、将来的には市の各学年2学級を維持するために更なる統廃合が必要となることなど多くの疑問や矛盾が残されたままのものです。

文科省の統廃合の手引きでも小規模校のメリットが記載されており、「検討委員会」の議論でも小規模校のメリットについても触れるべきとの意見も出されていました。

② 「検討委員会」は統廃合を含む小学校の「適正配置」を検討していない

そして何よりも問題なのは、「適正配置」の検討しながら具体的な学校名をあげた検討は一切行われなかったことです。2014年の「基本方針」では小学校について、「長期的には児童数、校舎の老朽化を視野に入れ、統廃合も考えます」としつつも、「当該地域の子どもたちが短い通学距離・時間で通えること、地域の文化・交流の拠点としての役割を持つことを重視し、現小学校は存続させます」としていました。

この「基本方針」を見直して小学校の統廃合を行うというのであれば、「現小学校は存続させます」とした規定を変えるとともにどの学校を統廃合するかを明確にした検討を行うべきでした。にもかかわらず、2024年3月の市議会に「第二期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下、第二期基本方針）案の報告という形で突然学校名と統合時期が発表されたことは、多くの市民にとっては「寝耳に水」の出来事でした。適正配置の検討を課題とする具体的な学校名や地域を

市民に隠したままで、いきなり市議会への報告という形となったことは許されないことでした。

保護者・地域住民等への説明会で反対意見や疑問などが相次ぐ

市教委は、この第二期基本方針案について、統廃合の対象となる小学校の保護者、当該校区の地域住民、未就学児の保護者等を対象に2024年5月～8月初旬にかけて説明会を行いました。この説明会では、校区によって多少の差はあったものの、「通学距離が長くなり登下校が心配」「廃校にしないで分校に」「学校が災害危険地域にあるのなら、まず対策をすべき」「地域の衰退につながる」「不登校が増えるのではないか」「近くに小学校があるから家を買って引っ越してきたのになくなるのは困る」などの声が多く出されました。

背景にある国の二つの政策「文科省「統廃合の手引き」と総務省「公共施設等総合管理計画」

2001年の小泉政権成立以降強化された新自由主義的

構造改革は、教育や社会保障、医療をはじめとする人権保障の種々の制度の改善を進めてきました。その一つに学校の統廃合があり、それを推進するものとして文科省が2015年に改定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（いわゆる「学校統廃合の手引き」）があります。文科省は1973年の通達で、12～18学級を標準とするものの、無理な統廃合をしないことや小規模校でも存続させることがのぞましいこともあるとしてきました。ところが、2015年の「学校統廃合の手引き」では、小中とも6学級以上が必要とし、さらに小学校12学級以上、中学校9学級以上が「望ましい」とするとともに通学距離についても距離基準をなくし、交通手段を使うことも含め「おおむね1時間以内」まで拡大しました。

もう一つは、総務省が推進する公共施設等総合管理計画の策定です。総務省は2014年4月、公共施設等の統廃合・再編を本格的に推進するため、各自治体に公共施設等総合管理計画を策定するよう要請しました。橋本市でも2025年に改訂された「管理計画」で2015年から20

44年の30年間で30%の削減を目標とし、その中で学校教育施設については『第二期基本方針』を踏まえ、適正化を図る。廃止となる施設は、売却、貸付の他、他の機能への転用も検討する」としています。

小泉構造改革以後急速に学校数が減少した上に、この二つの政策を背景として、全国で小中学校の統廃合が高い水準で継続しています。

加えて、小中一貫校や義務教育学校の制度化、統廃合する場合の財政優遇措置なども統廃合を促進するものとなっています。

### 「実行委員会」で大切にしていきたい

大切にしてきたことの一つは、市民に情報を届けること、また市の提案の問題点について学習することや意見交換することを大切にとりくみましました。

市教委は2024年3月の文教等委員会に統廃合対象の学校名、統合時期などを含む第二期基本方針案を示しましたが、2024年4月の市の広報では、方向性を記載したのみで具体的な学校名や統合時期は市のHP参照としたの

みでした。最初に市民に対してそれらを明らかにした文書は日本共産党橋本市委員会が発行する「橋本民報4月号外」でした。

その後、市教委は学校再編推進室を設置し、対象となる小学校の保護者や地域住民、未就学児保護者などへの第二期基本方針案の説明会を2024年5月～8月初旬にかけて行いました。6回の地域説明会に203人、8回の小学校保護者説明会に159人、2回の未就学児保護者説明会に63人、計16回の実明会にのべ425人が参加しました。

廃校となる小学校区を中心に行われた地域住民への説明会には多くの保護者、地域住民、子どもたちも参加し、統廃合案への疑問や意見を表明しました。

こうした動きを受けて、橋本市まちづくり研究会（以下、橋本まち研）の呼びかけで学習会開催に向けた実行委員会を結成することとなり、3人のよびかけ人をはじめ、橋本まち研、和教組伊都支部、橋本市職労、橋本市関連労組、新婦人伊都支部、年金者組合伊都支部、伊都・橋本革新懇などで8月末に「フオーラム、わたしの小学校がなくなるって」実行委員会（以

下、「実行委員会」が結成されました。「実行委員会」では、市民参加の統廃合問題学習会を山本由美（和光大学教授）を講師に10月に開催することを決定し、統廃合問題の経過や問題点を明らかにするとともに学習会への参加を呼びかけるピラ5000枚を作成し、地域への配布を行いました。学習会には、当該地域の区長（自治会長）や保護者教職員などを含め約90名が参加しました。

また、2025年2月にも「話し合おう学校統廃合のこ」とをテーマに学習・交流会を開催し、意見交流するとともに、地域に学校があることの大切さを学びました。

決めるのは市民、賛成か反対かではなく市民の意思が尊重されることを大切に

もう一つは、結論を押し付けるのではなく、あくまでも判断するのは当事者である市民の意思が尊重されることを大切にとりくみをすすめていることです。

統廃合問題に限らず、行政の施策に対しては賛否両論があり、その狭間で揺れる意見もあります。そういう場合、

結論を急げば市民の中の分断を広げることにもなりかねません。また、十分な議論なしに結論を出すことは、問題の本質が掘り下げられず、その後の行政施策に対しても同様の状況を作り出すことになりかねません。市民が主人公の行政としていく上でも市民の声を尊重し、合意形成を大切にする姿勢が運動する側にも重要だと考えています。

### 請願が採択された

12月8日、「実行委員会」が提出していた「保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願」が市議会文教等委員会において全会一致で採択されました。

請願理由では、市教委が行ってきた住民や保護者への説明会やワークショップなどを経ても市民の中に統廃合計画に対する不安や疑問は払拭されていなく、パブリックコメントも周知方法や募集期間が不十分であり市民の声を汲み尽くすものとなっていないこと、営利企業であるコンサルタント業者に計画策定業務を委託していることの妥当性への疑問などを指摘しました。

12月12日の本会議では、請願時の内容の一部「修正」がありました。が、「小学校の再編統合について、保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な再編統合を行わないこと」とする決議が全会一致で採択されたことの意義は小さくないと思います。

### 取り組みは続く「計画の見直しは」ないとは言えない」との答弁

12月議会に恋野小学校を廃校とする学校設置条例案と学校再編準備委員会条例案が提案され、それぞれ反対少数で可決されました。しかし、この条例案の審議の中で、準備委員会の議論で今後の統廃合について意見が一致しなければ「計画の見直しは」ないとは言えない」（教育部長）との市教委の答弁があったことは重要です。

今後、統廃合計画に沿って各学校の再編準備委員会で議論が始まり、統合計画年度に合わせて設置条例の改定案が審議されることとなります。拙速な統廃合はしないとの議会決議を尊重したものと異なるよう、実行委員会としてもさらにとりくみを進めていきたいと思えます。

## 第2回市民トークの会

# 地域包括ケアシステムと 高齢者の住まい

和歌山大学名誉教授／和歌山リハビリ専門職大学教授 大泉英次

1月25日、住民自治をすすめる会が第2回の市民トークの会を開催しました。「地域の医療と高齢者が安心して住み続けられるまちづくり」のお話でした。その内容を抜粋して掲載します。小見出しも新しく立てました。

### 医療と住まいの 政策はワンセットで

から、国や自治体でどのような政策が進められているのか、そこにどのような問題があるのか、そして今後の課題は何かについてお話しします。

地域包括ケアシステムは高齢者のための地域医療政策です。これと高齢者のための住宅政策はワンセットで考えないといけない。そういう視点

### 地域包括 ケアシステムとは

医療介護総合確保推進法（2014年）の第2条で地域包括ケアシステムが定義されています。

「高齢者が、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」。



この植木鉢の絵は、厚生労働省のウエブサイトにも載っている地域包括ケアシステム概念図です。植木鉢が「住まいと住まい方」で、土が「介護予防・生活支援」。そこに「介護予防・生活支援」。そこに「医療・看護」「介護・リハビリ」「保健・福祉」という葉っぱが出ています。住まいと住生活は地域包括ケアシステムの土台になっている。そういう位置づけです。

いまは普通の持ち家、賃貸の住宅のほかにサービス付き高齢者住宅や、要介護の高齢者の住宅など多様な形の住まいがあります。そのどこに住んでいても医療・介護など包括的なケアサービスが提供される。高齢者は心身の状態に応じて住まいとケアを自由に選択できる。これが地域包括

### 住宅のセーフティ ネット制度とは

ケアシステムの理念です。しかし理念は素晴らしいが高齢者や家族が住まいとケアを適切に選択することは非常に難しい。それは現実には住まいも医療やケアも費用負担の問題がついてまわるからです。

借家住まいの高齢者が抱えている問題についてお話しします。2007年に「住宅セーフティネット法」(正式には「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」)が制定されました。「住宅確保要配慮者」とは、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯(母子世帯)などを指しています。「低所得者」は月収15万8千円以下。高齢者は月収21万4千円以下です。これらは公営住宅の入居基準です。「要配慮」という意味は、この人たちが自力で適切な借家を確保するのは困難だということです。なぜかという



講演する大泉氏

## 和歌山市の高齢者借家世帯の家賃負担 (2023年住宅土地統計調査)

- ・総世帯数 15万4490; 持ち家世帯 10万2170(66.1%);  
借家世帯 4万4950(29.1%)
- ・借家世帯の54.4%が年収300万円未満; 23.3%が300~500万円未満  
家賃負担は27.3%が2万~4万円未満; 36.1%が4万~6万円未満;  
16.5%が6万~8万円未満
- ・65歳以上高齢者のみの世帯数 1万1110:  
45.1%が家賃2万~4万円未満; 23.3%が4万~6万円未満;  
8.9%が6万~8万円未満
- ・65歳以上高齢者単身世帯数 8540:  
50.6%が家賃2万~4万円未満; 23.4%が4万~6万円未満;  
8.9%が6万~8万円未満

第1に家賃の負担能力が乏しい低所得であること、第2に家主がこれらの人の入居を拒否することがあるので、借家の確保について公的な支援が必要だというわけです。これが住宅のセーフティネット制度です。

まず家賃負担です。全国の借家世帯のうち、年収200万円未満世帯で家賃負担が年収の30%を超える世帯は7割を超えています。年収200万~300万円の世帯でも2割いる。また年齢で見ると、世帯主が25歳未満の若者借家世帯の6割で家賃負担が年収30%を超えている。高齢者借家世帯では4割超です。高家賃に苦しんでいるのは、主として若者と高齢者であることがわかります。

和歌山市ではどうか。借家世帯は4万5千世帯。その中で65歳以上の高齢者のみの世帯が1万1000世帯あって、その45%が家賃2~4万円。収入が低いので低家賃の借家に住んでいる。家賃4~6万円の世帯が23%です。そして高齢者一人暮らし世帯は8500世帯ですが、その23%が家賃4~6万円です。この中には収入があまり高くない高齢者が相当いると思います。この人たちの収入と家賃負担の状況を調査する必要があります。家計が苦しいと、必要な医療やケアを受けることは難しいからです。

否しないセーフティネット住宅の登録制度ができました。また家主に対して住宅改修や家賃を安くするための助成制度ができました。そして居住支援協議会という組織が設置されました。

全国のセーフティネット登録住宅は約90万4千戸ですが、その95%が大東建託の物件です。住宅確保要配慮者の入居は11%にすぎません。これでは制度は全く有名無実。個人家主の協力がほとんど進んでいないため、大手不動産業者に頼って登録数を増やしているのが実態です。

和歌山県のサイトに「高齢者世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅」のリストが載っています。これがセーフティネット登録住宅です。その数は県全体でわずか69戸、その8割は和歌山市で55戸。圧倒的に量が少なすぎます。しかも家賃は普通の民間借家とほとんど変わりません。制度としては、高齢者も障害者も母子世帯も入居OKとなっているが、家賃が普通の借家と変わらないのなら意味がありません。

## 居住支援協議会と 居住支援法人の役割

居住支援協議会は自治体、不動産関係団体、社会福祉法人、居住支援法人などで組織するものです。全国すべての都道府県に設置されていますが、市町村での設置は努力義務で和歌山県内にはありません。

居住支援協議会には非常に大切な役割があります。入居前から入居中、そして退去時まで、住宅と福祉の関係者が連携して、入居者を支援する。そういう総合的・包括的な居住支援体制を担っています。これを基礎自治体でも整備していく必要があります。

なぜ高齢者や障害者を民間家主が入居させたがらないかと言うと、家主にとって大きなリスクがあるからです。家賃の滞納。近所とのトラブル。そして孤独死や自殺。この3つのリスクが怖いから家主は高齢者に貸したがりません。そういう家主の不安を解消する役目を果たすが居住支援協

議会の役割なのです。

良質な民間借家を低所得者や高齢者に提供する場合、家賃負担を軽減する必要があります。そのためには公的な補助が必要です。空き家であれば建物の改修、高齢者向けであればバリアフリー化、これらのコストを家主に対して補助していくことが必要だと思います。そこはしっかりと公的な補助を行う。ただし補助するからには、しっかりと貸家経営をやってほしいのでその監視も必要です。それを行うのも居住支援協議会の役割です。

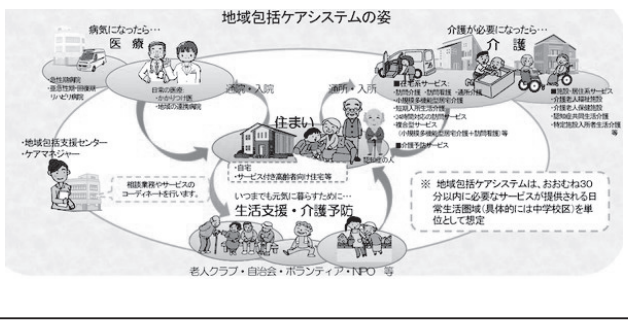
住宅セーフティネット法の2024年改正で「居住サポート住宅」制度が創設されました。居住サポート、つまり居住支援です。これはどういうことかと言うと、居住支援法人という団体などが、借家に住んでいる高齢者の安否確認とか、見守り、そして福祉系や医療系のサービスのつなぎを行うものです。

高齢者の住生活は「借家に入れてよかったね、元気にやってください」だけでは成り立たないのです。疾病や障害

## 住宅セーフティ ネット制度の実態

住宅セーフティネット法の2017年改正で、入居を拒

地域包括ケアシステムと住まい  
(厚労省ウェブサイトより)



をもつ高齢者がちゃんと生活できているのか、安否確認や見守り、家事や買い物などの生活支援、そういういろんなサポートがあつて初めて高齢者は安心して住めるわけです。医療やケアはもちろんですが、それ以外にも住生活の中で必要な様々な支援というのがあるので、そういう包括的なサービスがあつているのが居住サポート住宅という制度です。その支援を担うのは、主として居住支援法人です。そういう仕組みがあつて初めて、借家住まいの高齢者も安心して

これからの政策課題

て生活できるわけです。居住支援法人がしっかり活動できるように財政的に支援する一方で、責任ある活動をしているかどうか監視する必要がある。そういう支援・補助と監督、規制の体制を整備して、居住支援を推進していくことが必要です。これも居住支援協議会の役割です。

地域包括ケアシステムの理念を活かし、高齢者が安心して住み続けられる地域社会をつくりのために3つの課題をあげたいと思います。

第1は、住まいと医療・ケアの政策連携を進めることです。

地域ケア会議というのは、皆さん知っている方が多いと思います。地域包括ケアシステムの司令塔です。ところが居住支援協議会は、ほとんどの人が知らない。だからここは、制度として先行している地域包括ケアシステムと地域ケア会議が、医療や福祉だけでなく、住まいの問題も居住

支援も一緒に考えようという形で、地域ケア会議の方から居住支援協議会と連携してやっていきましようと思積的な働きかけをしてほしいと思います。

第2は、公営住宅の供給と活用を進めることです。公営住宅はどんどん数を減らされているのが現状ですが、低家賃の民間賃貸住宅は少ないし建物も古い。セーフティネット登録住宅の残念な実状はさきほどお話しした通りです。公営住宅というしっかりとした土台がないと、住宅セーフティネットは十分働かないと思います。和歌山県も和歌山市も、公営住宅の建設や改修をしつかり進めてほしい。

公営住宅にも空き家があります。積極的に入居者を募集するとか、住居以外の目的に活用することも考えるべきです。例えば、利用者がいない公営住宅に住民集会所の機能を持たせるとか、保育所を作るとか、別の公共的な目的も含めて利用することが、全国的に進められています。高齢者が住んで、子どもたちや若者も集うという地域コミュニ

ティの拠点として公営住宅を活用していこうという取組みです。そして公営住宅も高齢者の場合には単に住宅を提供するだけではダメなので、いろんな居住支援が必要ですから、場合によっては、居住支援法人に公営住宅の管理を任せるといった事業手法もあつていいと思います。

第3に、居住支援法人の増大、経営力の成長です。非営利事業も経営のスケールメリットや資金力が必要で、医療生協や消費生協も居住支援法人という仕事に名乗りをあげたらよいのではないのでしょうか。高齢者の生活支援や医療、ケアを専門にしている団体が、しっかり居住支援にも取り組んで、みずから公営住宅や民間のセーフティネット住宅の管理を担っていくのがよいと思います。

家賃負担の話をしました。同じことは、高齢者向けのケア付き、介護付きの居住施設についても言えるのです。入居費や家賃相当の費用負担が大変だから、ケア付き、介護付きの施設に入りたくても入れない人がたくさんいます。すべての高齢者が、それぞれの能力に応じた費用負担で、①医療も含めた包括ケア、②一般の住宅あるいはケア付き住宅、介護施設などの住まい、そして③居住支援、この3つをワンセットで享受できるような仕組みを地域の中につくり出すことは非常に大切な課題です。

今日はおつぱら高齢者の借

包括ケア・住まい・居住支援をすべての高齢者に



# 伝統薬草に光を当てる

## 大和当帰復活への意気込み静かに語る



高野町地域おこし協力隊 森島大介さん

森島さん（左端）、民農さん（中央）取材の様子

高野町の東部に位置する富貴地区。標高約600メートルの寒冷地で、古くから漢方薬の原料の大和当帰（やまととうぎ）栽培が盛んでした。しかし高齢化と人口減少で、栽培農家も1軒となり、高野町は当帰栽培の伝承と地域活性化のため地域おこし協力隊を導入。地域おこし協力隊の森島さんと担当の観光振興課の民農さんに九鬼と阪辻でお話を伺いました。

阪辻：地域おこし協力隊に応募するきっかけや経歴などお聞きしたいのですが。  
森島：出身は大阪の堺市で、応募するまでは20年ほど家業の洋菓子製造に携わっていました。以前から農業をやりたいと思い、近くのぶどう園にアルバイトに行き、自分が農業に向いているかを1年間体

験して応募しました。今年3年目なので43歳の頃ですが。  
阪辻：個人的な話ですが、ご家族とかはどうしているのですか。  
森島：家族は堺市で離れて住んでいます。上の子が高校生で下の子が中学3年生でももうすぐ受験です。  
阪辻：高野町が協力隊を募集した経緯や町づくりなどについてご説明いただけたら。  
民農：高野町では一次産業も大事に思っていて、特にこの富貴地域で、古くから栽培されてきた薬用植物の大和当帰ですが、栽培農家が苗代さん1軒になってしまいました。農業の新しい人材は、ハードルが高いのですが、何とかその技術や販路、文化を守りつなぐ取り組みをしようと、地域おこし協力隊を導入しました。森島さんの前にも2人当帰の継承でいたのですが、今、定着していただいているのが

森島さんだけです。また、これには地域の協力が必要不可欠で、苗代さんの協力や、住民の理解や協力をすごく感じています。もちろん森島さんの頑張りとかがあつてのことですが。

阪辻：全盛期には沢山の農家が栽培をしていたという事ですが、何軒ぐらいありました。  
森島：詳しい数は判らないのですが、規模の小さいところも含めると60軒はあつたと思います。私が畑仕事の時に話しかけてくれる人のほとんどが、当帰を昔やっていて懐かしいと言われます。

### 「地道な手仕事」 当帰栽培の実態

阪辻：大和当帰という薬草、漢方のご説明をいただけますか。

森島：セリ科の多年生植物で根が生薬として漢方薬になります。当帰という名は「当（まさ）に帰る」に由来し、血流の改善や体温の上昇、特に妊婦さんや女性の虚弱体質の改善に効果があることから「体調を本来の正常な状態に戻す（帰らせる）」という意味で、江戸時代に高野山の僧

侶が大深と富貴の地域に栽培を伝えたと聞いています。冬の寒さが厳しい地域で貴重な現金収入源として重宝されてきました。

阪辻：栽培の手順等についてお話しいただけますか。

森島：普通は収穫まで3年のサイクルを要します。まず種をまいて1年間苗を育てます。翌年3月頃に苗を掘り上げます。「苗が品質の7割を決める」と言うほど重要なのが「等級分け」です。スコップで掘り上げた数百本の苗の中から、1番良い1本苗から2本苗など苗を3種類か4種類に分けていきます。植え付けるのは4月の中旬です。そこから1年間成長させ、草引きや害虫駆除など管理を行ない、収穫は11月の末から12月初旬に行います。根は寒くなると充実するのですが、何度も霜が降りると葉が傷んでくるのです。掘り上げて土を落として「はざ掛け」していく。そこから2月までに「泥落とし」という作業、当帰の首を叩いて乾燥した泥を落とし、2月後半になると「湯もみ」です。専用の機械で揉んで、取りきれなかった泥や小石を取って、再び「はざ掛



大和当帰

け」をして、当帰の有効成分を高めていきます。それを4月に等級を分けて出荷します。阪辻：当帰はどれほど作っているのですか。

森島：1年目は3アールの畑をお借りして、苗代さんの苗を300株植えました。2年目は3倍に増やして1000株植えました。苗代さんと町のご協力で新しい畑を10アール借りられたのでそこで栽培しました。当帰は1度収穫すれば畑を4、5年空けないといけないので、そこも考えていかないとけません。

阪辻：そういう中で特に困難なこととかは。

森島：去年なんかは、やっぱり夏の暑さにすごく困りました。昼間2時間作業したら結構こたえるのです。また、当帰は暑すぎると葉っぱが黄色く黄化してきます。1年目はそんな時期がありました。

阪辻：協力隊員さんは、町との関係があると思うのですが、民農さんが感じることはありますか。

民農：もう頼もしすぎて心配とかはありません。苗代さんや地域ともいい関係を築いてくれていて、暮らしの中の困りごととは地域の方がサポートしてくれそうです。

九鬼：さつき辞めたという2人はどうだったのですか。

民農：実際に夏の暑さや作業の細やかさ難しさというところで、ちよつと続けていけないという判断をされました。九鬼：当帰で、町おこしをというのは、どうして生まれたのですか。

民農：当帰に力を入れ始めたのが、私の前の担当者ですが、その時は栽培農家も3軒ほどあって、当帰栽培の難しさ、連作障害の解消などの取り組みをしていたのです。その後



泥落とし

となればいいなと期待しています。森島さんに続く人が必要になってくるので、地域おこし協力隊を募集しています。応募者も複数いるのですが、栽培技術をどう繋いでいくかを一番重要視したいと思って人選は慎重に考えているところです。

阪辻：葉の活用とか、引き継ぐ人という話で森島さんのお気持ち聞かせていただけたら。森島：当初は「はざ掛け」後捨てる葉を利用できないかというので始めたのですが、葉を取ってしまおうと、根に影響が出てくるので、別でやる方がいいということで、植える段階で根っこ用と葉っぱ用を分けた栽培を考えています。それと、協力隊員の3年

が終わった後、自分で生活していくことになるので、生活していくだけの収入をどう確保していくか、今の栽培量では難しいところもあって、当帰を軸にして、他のことも掛け合わせてやっていかないと

いけないとは感じています。色々今まで2年ちよつと続けてきましたけど、民農さんとか苗代さん、いろんな方にお世話になってここまで来ました。多分自分1人だったら絶対無理だったと思っています。九鬼：豆類を作っているのですか。

森島：ここの特産はうすいえんどうといんげんなのです。富貴は何か強みかと言うと、夏場は温度が比較的まだ低い。だから収穫時期をずらせるのです。なので、最盛期の後ろを狙えて、収益的にもそれ

大きいと思います。なおかつ当帰もその間は除草作業しかないで、野菜の期間をずらせて夏野菜との2本立ての経営を考えています。

九鬼：高野町としての協力隊員さんに対する位置づけというか、過去には失敗もあったと思いますが、最近関わらせてもらった協力隊員と町との関係はうまくいっているように、町長が言っていた周辺地域の活性化、それに協力隊員が応えてくれていることを今までの取材で感じました。これは高野町の貴重な財産になりつつあると思います。今後ともよろしく願います。

### 多角化と 継承の取り組み

阪辻：今後の課題としての取り組みとかありますか。

民農：そうですね、主に2つあって、当帰の葉の活用の可能性があると思って、去年は県の工業技術センターでパウダーにしました。葉も収入源